

比企地域3町3村合併協議会だより

第5回合併協議会を

開催しました

平成16年4月21日（水）玉川村中央公民館で第5回比企地域3町3村合併協議会を開催しました。会議には協議会委員50名中47名が出席し、合併協定項目などについて協議しました。

主な会議の内容

【報告事項】

報告事項について、次のとおり承認されました。

○ 報告第22号

第4回協議会議員及び農業委員会委員の定数等検討小委員会報告について

協議会議員の定数及び任期の取扱い

・在任期間は、平成18年4月30日までとしました。

・報酬と選挙区については、次回へ継続協議としました。

・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

・在任期間は、合併後1年間とすることとしました。

・在任期間中の報酬については、滑川町の報酬額とすることとしました。

○ 報告第23号

第6回新市まちづくり計画策定小委員会報告について

新市まちづくり計画の構成と、計画の導入部分となる第1章序論合併の必要性と期待される効果及び計画策定の方針、第2章新市の概況、第3章主要指標の見通しについて協議しました。内容について十分な協議を行うため、次回へ継続協議としました。

【協議事項】

協議事項について、次のとおり決定されました。

○ 協議第26号

協定項目11 財産の取扱いについて

3町3村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとするに決定しました。

○ 協議第27号

協定項目13 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものと決定しました。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの

合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

○ 協議第28号

協定項目18 補助金 交付金等の取扱いについて

補助金 交付金等については、3町3村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により新市において調整することに決定しました。

3町3村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統一の方向で調整する。

3町3村独自の補助金等については、従来の経緯、実情を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。

事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当部会により統合または廃止の方向で調整する。

○ 協議第29号

協定項目22 2 女性政策事業の取扱いについて

男女共同参画計画に関するものは、合併後、速やかに再編することに決定しました。

男女共同参画の推進に関するものについては、合併後に再編する男女共同参画計画に基づき、調整することに決定しました。

○ 協議第30号

協定項目22―4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて

情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編することに決定しました。

情報公開、個人情報保護審査会及び情報公開、個人情報保護審議会については、合併時に再編することに決定しました。

○ 協議第31号

協定項目22―6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて

国際交流に関する事務の負担金については、合併時までに調整する。その他の国際交流に関する事務は、合併後速やかに調整することに決定しました。

海外派遣事業については、合併後速やかに再編することに決定しました。

友好都市提携については、合併後速やかに調整することに決定しました。

国際交流協会運営支援については、合併後速やかに調整することに決定しました。

国際ボランティア運営支援及び国際ボランティア補助金の3町3村独自の事業等については、従来の経緯、実情を尊重し、新市に引き継ぐものとすることに決定しました。

○ 協議第32号

協定項目12 特別職の職員の身分の取扱いについて

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置くこととし、人数及び任期は法令の定めるところによる。給与は現行給与額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編することに決定しました。

行政委員会（農業委員会を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編することに決定しました。

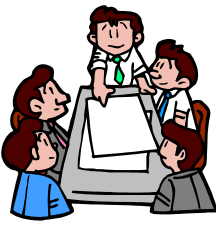
審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとすることに決定しました。

・ 3町3村のいずれかに設置されているものは、合併時に再編する。

・ 人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。

その他の非常勤の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置することに決定しました。

新市の市長の職務執行者については、3町3村の長が別に協議して定めることに決定しました。



○ 協議第33号

協定項目15 一部事務組合等の取扱いについて

小川地区衛生組合、都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐものとすることに決定しました。

3町3村は、合併の日の前日をもって比企広域市町村圏組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することに決定しました。

3町3村は、合併の日の前日をもって埼玉県市町村職員退職手当組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することに決定しました。

3町3村は、合併の日の前日をもって埼玉県市町村消防災害補償組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することに決定しました。

3町3村は、合併の日の前日をもって埼玉県市町村交通災害共済組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することに決定しました。

3町3村は、合併の日の前日をもって彩の国さいたまづくり広域連合から脱退し、新市において合併の日に当該広域連合に加入することに決定しました。

○ 協議第34号

協定項目 22-7 消防、防災事業の取扱いについて

消防事業について

各町村に設置されている消防団は、合併時に再編することに決定しました。

消防団の再編にあたっては、平成16年3月9日付け比企消発第174号による「3町3村の合併に伴う消防団の取扱いについて」を尊重することに決定しました。

防災事業について

地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、旧町村の計画により運用することに決定しました。

防災会議については、合併時に新たに設置することに決定しました。災害対策本部については、合併時に再編することに決定しました。

防災行政無線及びオフトーク通信については、現行のとおりとする。なお、合併後段階的に再編することに決定しました。

防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後速やかに再編することに決定しました。

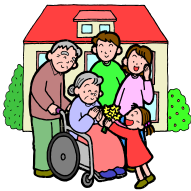
○ 協議第35号

協定項目 22-11 介護保険事業の取扱いについて

第2期介護保険事業計画については、合併後平成17年度中に再編する。それまでの間は現行のとおりとし、平成18年度から新計画により実施する。新たなサービス目標量の設定や基盤整備の方針を調整することに決定しました。

第2期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併後平成17年度中に再編する。それまでの間は現行のとおり旧町村単位の介護保険料で賦課徴収を行い、次期事業計画期間の始まる平成18年度から新市として統一した介護保険料で賦課徴収を行う。第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、今後介護保険料の引上げが見込まれるので、被保険者の負担を考慮し最多の7月から2月の8期とし平成17年度から統一することに決定しました。

介護認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぐものと決定しました。介護保険運営協議会については、合併時まで再編することに決定しました。



○ 協議第36号

協定項目 22-28 学校教育事業の取扱いについて

教育委員に関することは、合併時に再編することに決定しました。

学校の施設整備計画は、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応することに決定しました。

奨学資金は、合併時までに再編することに決定しました。要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に小川町の制度を適用することに決定しました。

特殊教育児童生徒の就学補助は、合併時に小川町の制度を適用することに決定しました。

遠距離通学費補助は、合併後に再編する。当分の間は現行どおりとする。基準については、通学区の見直しに併せて検討することに決定しました。

小・中学校通学区区域設定に関することは、合併後に再編する。当面は現行のままとするが、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においてすみやかに、小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せて通学区の見直しを行うことに決定しました。

外国青年招致事業に関することは、合併時までに再編することに決定しました。

スクールバスの管理運営に関することは、合併後に再編する。当面は現行のとおりとし、合併後に新市において、通学区の見直しと併せて検討することに決定しました。

公立幼稚園の設置・運営に関することは、合併後すみやかに再編し、当分の間は現行のとおりすることに決定しました。

就園奨励費援助は、現行のとおり新市に引き継ぐものとすることに決定しました。

私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに調整することに決定しました。

学校給食の実施は、現行どおり実施し、合併後、新市において調整することに決定しました。

給食費については合併時までに調整し、給食会計は合併後すみやかに統一することに決定しました。

会 議 予 定

第6回合併協議会

と き 平成16年5月20日(木)
午後2時から
ところ 東秩父村コミュニティセンター
「やまなみ」

第7回新市まちづくり計画策定小委員会

と き 平成16年5月24日(月)
午後2時から
ところ 小川町総合福祉センター
(パトリアおがわ)

*会議の傍聴手続

会議開催の1時間前に受付を開始し、30分前に傍聴証を交付します。

*会議予定は変更になる場合がありますのでご了承ください。

新市の事務所の位置については、多数の意見が出されましたが、再度継続協議としました。

協議第25号(継続協議事項)
協定項目4 新市の事務所の位置について

文化財保護審議会については、合併時に再編することに決定しました。
国県町村指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐものとするに決定しました。
指定文化財保存事業への補助金については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行どおりとすることに決定しました。
町村史編纂事業は合併後再編し、嵐山町博物館の刊行は、新市に引き継ぐものとするに決定しました。
行政文書の収集整理保存については、合併後速やかに再編することに決定しました。
博物館関連施設の管理運営については、新市においても引き継ぐものとするに決定しました。

協議第37号
協定項目22-30 文化財保護事業の取扱いについて

町村合併に関する

住民説明会

を開催します。

住民の皆様に合併に関する理解を深めていただき、今後の合併協議やまちづくりに皆様の意見を反映するために、次の日程で住民説明会を開催します。

日 時	時 間	場 所
平成16年6月 5日(土)	午後2時～午後4時	嵐山町 菅谷小学校体育館
	午後7時～午後9時	滑川町 コミュニティセンター
6月 6日(日)	午後2時～午後4時	滑川町 松寿荘
	午後7時～午後9時	小川町 町民会館(リリックおがわ)大ホール
6月 7日(月)	午後7時～午後9時	東秩父村 コミュニティセンター「やまなみ」
6月10日(木)	午後7時～午後9時	玉川村 文化センター(アスピアたまがわ)大ホール
6月11日(金)	午後7時～午後9時	都幾川村 中央公民館3階講座室
6月12日(土)	午後2時～午後4時	小川町 町民会館(リリックおがわ)大ホール
	午後7時～午後9時	嵐山町 役場町民ホール

どなたでも自由に参加できますので、お近くの会場へお越しください。

新市将来構想概要版をご持参ください。

滑川町・嵐山町・小川町・都幾川村・玉川村・東秩父村
比 企 地 域 3 町 3 村 合 併 協 議 会
〒355-0214 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀1710番地
TEL 0493(61)2657 FAX 0493(62)4916 <http://www.hiki3t3v.net>
E-mail: gappei@hiki3t3v.net